

安城市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市条例第47号

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人 1 i n k	安城市三河安城本町1丁目25番地16
-------------------	--------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和9年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和8年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。